

第162回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年7月18日（木）午後2時00分
2 開会の日時 令和6年7月18日（木）午後1時57分
3 閉会の日時 令和6年7月18日（木）午後2時54分
4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
出席15名 欠席2名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎
主幹 佐藤 孝司 担当課長補佐 橋本 聰実
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
(4) 転用事業計画変更承認申請について
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
(6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

別 紙 (7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について（令和6年2月締め分）

報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
(4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 4番 浦上 和己 13番 真田 明彦

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第162回総会を開会します。（あいさつ）

議事録署名委員を指名します。4番 浦上委員、13番 真田委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正はありません。

また、先月許可の議決をした南区藤田の貸露天駐車場・貸露天資材置場を転用目的とする4条申請、南区東畦の農耕車置場、農機具置場、農作業場、農作物及びわら置場を転用目的とする4条申請及び5条申請、北区御津高津の倉庫を転用目的とする5条申請、南区宮浦の土砂置場、通路及び緩衝帯を転用目的とする5条申請は、面積が3,000m²を超えていましたので、6月28日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありましたことをご報告します。なお、南区藤田、南区東畦、北区御津高津の案件については、同日許可指令書を交付しており、南区宮浦の案件については、同時申請の開発許可を待っているところです。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、前回保留の案件です。令和6年3、4月に3条許可を受けて取得した農地を含め、どのような計画で耕作するのか内容を確認する必要があるため、保留となっていました。

受人は北区田中に居住し、約8.3aの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

営農計画書の提出がありましたが、地区協議会の審議では、営農計画の内容に具体性が乏しく、農地利用がなされるか疑義があるとして、営農計画の再提出を受けて判断する必要があることから、保留意見となっています。

2番、受人は北区尾上に事務所を置き、約2.7haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は今岡に居住し、約7.2aの農地を耕作する農業者で、増反により佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は吉宗に居住し、約6.8aの農地を耕作する農業者で、増反により吉宗の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は伊島町一丁目に居住し、約8aの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は菅野に居住し、約1.7haの農地を耕作する農業者で、増反により菅野の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は中撫川に居住しておりますが、渡人から日応寺の宅地を購入し、新規農により日応寺の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、1番は保留意見、残る6件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ8番、受人は総社市に居住し、世帯で約3aの農地を耕作する農業者で、受贈により加茂の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は高松稻荷に居住し、世帯で約6.4aの農地を耕作する農業者で、増反により高松稻荷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は高松稻荷に居住し、世帯で約3.3aの農地を耕作する農業者で、増反により高松稻荷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は和井元に居住し、新規農により和井元の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は高松に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する農業者で、増反により大崎の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は倉敷市に居住し、新規農により三手の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は高松原古才に居住し、新規農により高松原古才の畑を取得し

ようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は津寺に居住し、世帯で12aの農地を耕作する農業者で、増反により津寺の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は間倉に居住し、世帯で約48aの農地を耕作する農業者で、増反により間倉の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は吉備津に居住し、世帯で約44aの農地を耕作する農業者で、増反により吉備津の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は足守に居住し、世帯で約6.5haの農地を耕作する農業者で、受贈により下足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、8番から18番までの11件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ19番、受人は御津下田に居住し、約13a耕作する農業者で、増反により御津下田の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ20番、受人は御津河内に居住し、約52a耕作する農業者で、増反により御津河内の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は御津伊田に居住し、新規農により御津伊田の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番と23番は同時申請で交換のため、まとめて説明します。

22番、受人は建部町品田に居住し、約1ha耕作する農業者で、交換により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

23番、受人は建部町品田に居住し、約3.5ha耕作する農業者で、交換

により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

御津・建部地区協議会で、19番から23番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

3ページ24番、受人は宗津に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、受贈により宗津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は千鳥町に居住し、自身が役員を務める法人で約27haの農地を耕作する農業者兼会社役員で、増反により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は北区田中に居住する会社員で、新規農により宗津及び片岡の畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は農地取得と同時に申請地に隣接する居宅に引っ越す予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は西高崎に事務所を置き、約1haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により迫川、片岡、西高崎、西七区及び北七区の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

南区協議会で、24番から27番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

それでは、申請等（1）は、1番から27番までの内、1番を保留とし、残る26件を許可と決定してよろしいでしょうか。

異議なし。

それでは、そのように決定します。

次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長

5ページ1番、令和5年3月30日付公告の農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は、北区大窪の借家に妻と子ども1人で居住していますが、高齢の母親の世話や所有農地の管理を考慮し、実家に近く、自己所有農地にも近い申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員

中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

それでは、申請等（2）は、中・中央地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。

全員

異議なし。

議長

それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長

6ページ1番から7ページ11番まで、及び8ページ19番は、同じ地域のため、まとめて説明します。

これらの転用目的はいずれも自己専用住宅です。

6ページ1番、申請人は北区北長瀬本町の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の勤務先に近く、生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、申請人らは北区平田の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人らは北区高柳西町の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、生活環境が変わらず、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は北区津島南一丁目の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は南区新保の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番，申請人は北区野田一丁目の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったことから，申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番，申請人らは北区中仙道の借家に申請人ら2人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったことから，申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番，申請人らは中区赤田の借家に申請人ら2人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったことから，申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

7ページ9番，申請人らは津山市の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったことから，申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番，申請人は北区横井上の借家に申請人と妻で生活していますが，家財道具が増え手狭になったことから，申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番，申請人は東区可知五丁目の持家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったことから，申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。なお，現住居は売却予定です。

8ページ19番，申請人らは北区東古松三丁目の借家に申請人ら2人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったことから，申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

7ページ12番，転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区辛川市場の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが，子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから，申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

13番，転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区大窪の持家に申請人らと子ども2人で生活していますが，敷地が狭く駐車スペースがとれず，また，子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから，生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。なお，現住居は売却予定です。

農地区分は，農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

14番，本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済の案件で，転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、北区白石の申請人(妻)の祖父所有の居宅に申請人らと子ども2人、祖父母の6人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の実家及び祖父母宅に近い申請人(妻)の祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から8ページ18番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年4月19日付公告の農振除外済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

15番、申請人らは北区白石の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8ページ16番、申請人らは北区平田の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人らは北区今保の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの実家に近く、申請人(妻)の勤務先に近く、生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は北区津島西坂二丁目の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員

中・中央地区協議会で、1番から19番までの19件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐

8ページ20番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は大福の申請人名義の持家で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、申請人の実家に近くなる申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却する予定です。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

21番、転用目的は露天資材置場（是正）で、永久転用目的の一時転用で、一時転用期間は許可日から3年間です。

申請人は藤田に事務所を置き、建設業を営む法人ですが、資材置場が不足するようになったため、会社に隣接する申請地を露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ22番、転用目的は露天駐車場で、現在一時転用中です。

申請人は北区久米に事務所を置き、建具製造業を営む法人ですが、商品搬出入車両及び従業員の自家用車両の駐車場が不足するようになったため、自社の作業場及び倉庫に隣接する申請地を露天駐車場として一時転用許可を受け使用してきましたが、同様の理由で今後も使用するため、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区今保の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の通院する病院に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番から33番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

24番、申請人は倉敷市茶屋町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場から近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は東畦の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人らは大福の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらず、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人らは西市の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場と実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は北区今八丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活しています

すが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近くなる申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人らは西市の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人らは大福の借家に夫婦と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現在と生活環境が変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10ページ31番、申請人らは南輝二丁目の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦それぞれの職場に近くなる申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人らは中区湊の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居より妻の実家と夫の職場に近くなる申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は北区中仙道二丁目の父が所有する持ち家に両親、兄とで生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、職場や実家から近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には両親と兄が住み続けます。

いずれも農地区分は福田地域センターから半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番と35番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

34番、申請人は中区原尾島四丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場から近く、夫の転勤が多いことから交通至便である申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

35番、申請人らは福富中二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近くなる申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

36番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区青江四丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったため、夫の職場に近くなる申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

37番、転用目的は露天駐車場、露天資材置場（敷地拡張）で、原形復旧を伴う一時転用で、期間は許可日から3年間です。

申請人は小串に事務所を置き、堆肥の製造、販売業を営む法人ですが、事業

用パレット等を置く既存の露天資材置場と露天駐車場が手狭なため、隣接する申請地の敷地を拡張し、一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2種農地及び農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、20番から37番までの18件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から37番までの37件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 11ページ1番、変更後の転用目的は自己専用住宅で、令和6年1月22日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件です。

当初転用者は、県外へ転勤することになり当初の事業計画が遂行できず、計画を取り止めたもので、この度、承継者が転用事業を引継ぎ、転用事業を行うものです。

承継者は、北区伊島町一丁目の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になることから、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(4)については、1番の1件ですが、承認と決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について審議します。事務局より説明をお願いします。

逢坂課長補佐 (5)利用集積計画(所有権移転)について説明します。

12ページ南区1番の1件です。

農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（5）は原案どおり決定してよろしいですか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長　13ページ1番から18ページ23番までの23件で、7番は財産分与による所有権取得で、残る22件はすべて相続による所有権取得です。10番、12番はあっせん等の希望があります。10番は内容を確認済みで、12番はこれから内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（6）については、23件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

次に別紙の申請等（7）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長　別紙議案「申請等（7）農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和6年2月締めの農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で、斜線が引いてある案件については、すでに取下げられたものです。他の案件については除外相当の案となっています。

内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議長　　ただいまの説明に対してご意見はありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（7）農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それではそのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、19ページ1番から5番までの5件で、転用目的は共同住宅1件、水路（是正）1件、分譲住宅地の道路部分1件、露天駐車場1件、自己専用住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、20ページ1番から21ページ9番までの9件で、転用目的は、宅地造成等2件、住宅新築1件、分譲住宅地2件、進入路1件、自己専用住宅2件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、22ページ1番から5番までの5件で、解約理由は耕作目的2件、転用目的3件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地改良届については、23ページ1番の1件で、内容は普通野菜畠・果樹園1件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（8月19日（月）市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時54分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員